

北九州都市計画地区計画の決定(北九州市決定)

都市計画山路松尾町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	山路松尾町地区地区計画		
位 置	北九州市八幡東区山路松尾町及び松尾町地内		
面 積	約 9 . 2 h a		
地区計画の目標	<p>当地区は、北九州市の小倉都心から南西約 6 km に位置する碎石場跡地であり、北九州都市高速道路 4 号線山路出入口と都市計画道路荒生田山路線に接した交通の利便性の高い地区である。また、背後には、緑豊かな皿倉山がそびえ、自然環境にも恵まれた地域である。</p> <p>当地区は、「北九州市都市計画マスタートップラン八幡東区構想」の土地利用の方針において「低層住宅を中心とする生活環境を保全する」地区となっている。</p> <p>今回新たに、低層戸建住宅地を主体とする開発が行われたことから、建築物等について適正な規制及び誘導を行い、良好な住環境の形成及び保全を図ると共に低炭素社会へ寄与することを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	地区を 3 区分し、土地利用の方針を次のように定める。 低層住宅 A 地区：低層戸建住宅を主体とした土地利用を図る。 低層住宅 B 地区：低層住宅を主体とした土地利用を図る。 沿道地区：沿道型の商業、業務施設等を主体とした土地利用を図る。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のように建築物等の規制及び誘導を図る。 低層住宅 A 地区：低層戸建住宅地として、良好な住環境の形成を図るために、建築物の用途、敷地面積の最低限度等必要な制限を行う。 低層住宅 B 地区：低層住宅地として、良好な住環境の形成を図るために、建築物の用途、壁面の位置、建築物の高さの最高限度等必要な制限を行う。 沿道地区：周辺地区的良好な住環境を保全するため、建築物の用途、壁面の位置等必要な制限を行う。	
地区整備計画	地区の区分	低層住宅 A 地区 約 8 . 3 h a	低層住宅 B 地区 約 0 . 5 h a
	建築物等に関する事項	建築できる建築物は、次に掲げるものとする。 1 住宅 2 住宅で次の用途を兼ねるものうち、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供しない部分の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの (1) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他)	建築できる建築物は、次に掲げるものとする。 1 住宅 2 住宅で次の用途を兼ねるものうち、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供しない部分の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの (1) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他)

		れらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)(2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店(3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗(4) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設3 寄宿舎(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 10 項に規定する共同生活介護若しくは同条第 16 項に規定する共同生活援助の用に供するもので、延べ面積が 600 m ² 以内のものに限る。)4 幼稚園5 集会所、公民館、図書館6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、延べ面積が 600 m ² 以内のもの7 診療所8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物9 前各号の建築物に付属するもの	れらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)(2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店(3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗(4) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設3 共同住宅4 寄宿舎(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 10 項に規定する共同生活介護若しくは同条第 16 項に規定する共同生活援助の用に供するもので、延べ面積が 600 m ² 以内のものに限る。)5 幼稚園6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、延べ面積が 600 m ² 以内のもの7 診療所8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物9 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 150 m ² 以内のもの10 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車場を同一敷地内に設けて業務を運
建築物等に関する事項	地区整備計画	建築物等に関する事項	

地区整備計画	建築物等に関する事項		営するものを除く)の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150m ² 以内のもの 11 前各号の建築物に付属するもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	180m ² 。ただし、集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りでない。	
		建築物等の高さの最高限度	_____	12m
		壁面の位置の制限	_____	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内のもの (3) 自動車車庫</p> <p>1 建築物の高さが12m以下のものにあっては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図に示す道路境界線までの距離は、1.0m以上とし、建築物の高さが12mを超えるものにあっては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図に示す道路境界線までの距離は、5.0m以上とする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からその他の道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 4 前各項の規定の適用については、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、これらの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内のもの (3) 自動車車庫
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺の居住環境に調和した落ち着いたものとする。 2 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものとし、周辺の美観を損なわないものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する側に設ける場合は、次に掲げるものとする。 (1) 生け垣 (2) 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等と植栽を組み合わせたもの

「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 別紙のとおり

(別 紙)
理 由 書

当地区は、北九州市の小倉都心から南西約 6km に位置する碎石場跡地であり、北九州都市高速道路 4 号線山路出入口と都市計画道路荒生田山路線に接した、交通の利便性の高い地区である。また、背後には、緑豊かな皿倉山がそびえ、自然環境にも恵まれた地区である。

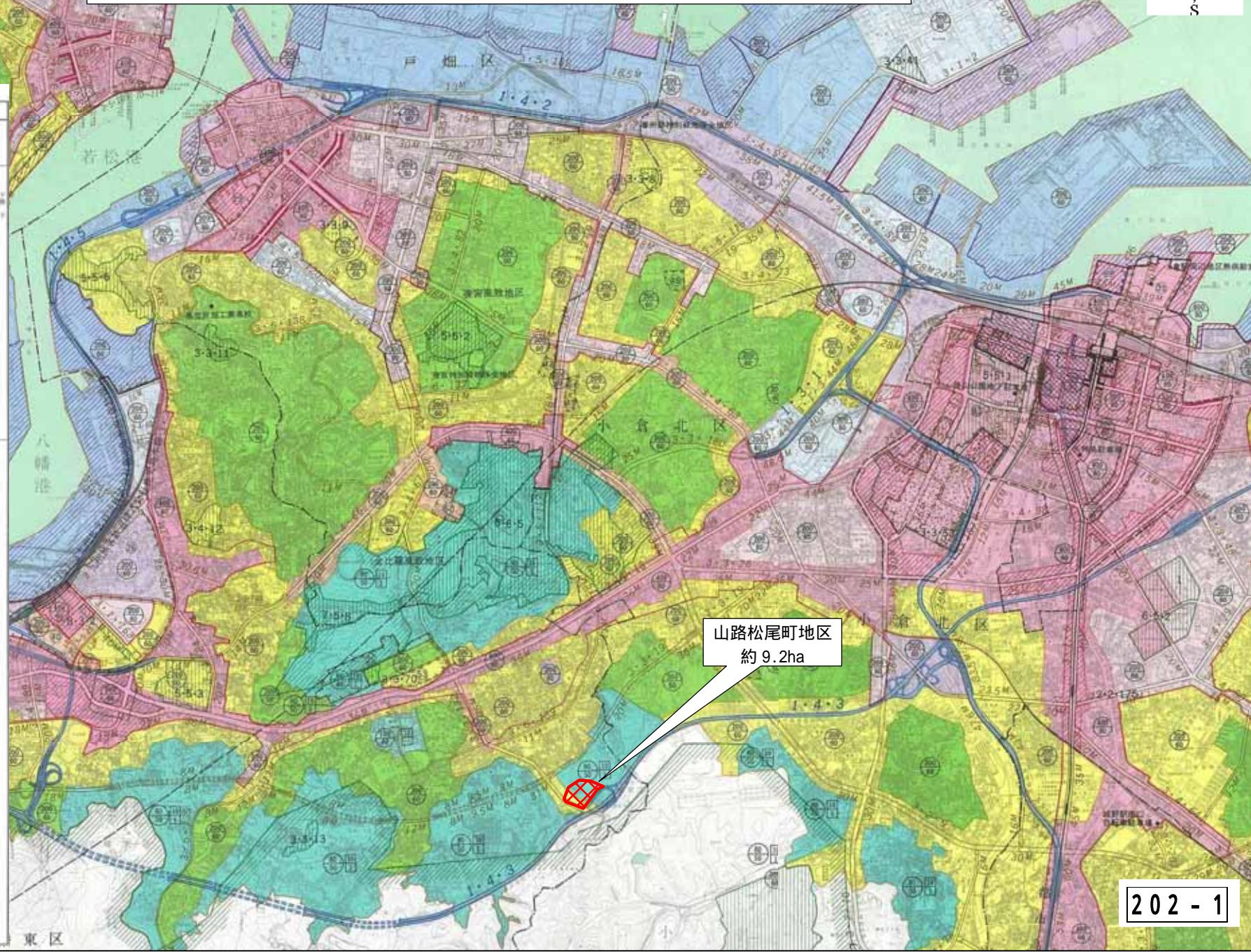
今回あらたに、低層戸建住宅地を主体とする開発が行われたことから、緑豊かなゆとりとうるおいのある良好な住環境の形成及び保全を図ると共に低炭素社会へ寄与するため、適正な規制及び誘導を行うものである。

北九州都市計画 山路松尾町地区 地区計画の決定(北九州市決定)

総括図 S = 1 / 25,000



凡 例		
種 别	名 称	備
	都市計画区域	
	市街化区域	
用 地	第1種低層住居専用地域	主に低層の住宅地等を意味する地域。また、M級と ◎は本規則で規定する ①既存建築物の 面積1/2以上 ②既存建築物の 面積1/2以上
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
城 市 工 業 地 域	工業地域	
	工業専用地域	
	上段 下段	容積率(%) 建ぺい率(%)
	上段 下段	高さの最高限度(M) 外壁の後退距離(M)
	地区計画区域	
	特別工業地区	
	小高い部分	小高い部分
	都市再生特別地区	
	高度地区	
	高度利用地区	
防火地域	耐火構造等の規制 を設けた区域。規制の範囲 は、原則として、既存建築物の 面積1/2以上	
防火地域(集団)		
準防火地域		
風致地区	建ぺい率の規制 を設けた区域。規制の範囲 は、原則として、既存建築物の 面積1/2以上	
駐車場整備地区		
露漕地区		
特別緑地保全地区		
路地・計画地・施設	CCIA規則	
都市計画道路		
都市高速道路		
自動車専用道路		
九州・四国・島根自動車道		
市		
区		



北九州都市計画 山路松尾町地区 地区計画の決定 (北九州市決定)

計画図

S = 1 / 2,500

